

固定価格買取制度の運用見直しについて（周知）

平成 26 年 12 月 25 日

資源エネルギー庁

平素より、再生可能エネルギーの推進にご理解・ご協力賜り、誠にありがとうございます。

資源エネルギー庁では、再生可能エネルギーの最大限導入に向けた固定価格買取制度の見直し等について、下記のとおり公表を行っております。つきましては、現在、売電事業を実施中、又は、将来に向けて売電事業の実施をご検討されている皆様におかれましては、下記内容を十分にご確認いただきますようお願い致します。

記

1. 本年度の設備認定の運用について

固定価格買取制度の設備認定については、これまで1か月の標準処理期間で認定審査を行っていましたが、本年度からの認定審査の厳格化に伴い、申請量の多い時期については、標準処理期間を2か月とすることといたしました。そのため、本年度中に設備認定・変更認定を希望される場合は、平成27年1月30日（金）の開庁時間中に申請書類が到達するよう申請するようにしてください。

■詳細はこちら

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/20141219_nintei.pdf

<1. に係るお問合せ先>

固定価格買取制度及びグリーン投資減税のお問い合わせ窓口

電話：0570-057-333（受付時間：平日 9:00～20:00）

PHS/IP 電話からは、06-7636-2168

<1. に係る担当部署>

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー対策課 再生可能エネルギー推進室

電話：03-3501-1511（内線 4455）

03-3501-2342（直通）

2. 接続保留への回答再開に向けた対応策について

資源エネルギー庁では、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電設備の接続申込みに対し、複数の一般電気事業者（以下「電力会社」）で回答保留が生じている状況を踏まえ、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会及び同小委員会系統ワーキンググループ（以下「系統WG」）において、問題点の整理及び当面講ずべき対応策の検討を行い、平成26年12月18日（木）に「再生可能エネルギーの最大限導入に向けた固定価格買取制度の運用見直し等について」をとりまとめ、公表しました。（なお、平成26年12月19日（金）からパブリックコメントを実施中（平成27年1月9日（金）17時まで））

今回の対応策は、電力系統への接続に制約が生じる中、再生可能エネルギーの最大限導入を実現するため、太陽光発電等の発電量をきめ細かく制御できる新たな出力制御システムに移行することとしています。あわせて、国民負担を抑制しつつ、再生可能エネルギー発電事業の健全かつ円滑な実施を図ることができるよう、固定価格買取制度の設備認定等の運用を見直すこととしています。

詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

■プレスリリースはこちら：

<http://www.meti.go.jp/press/2014/12/20141218001/20141218001.html>

■パブリックコメントはこちら：

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620114024>

< 2. に係るお問合せ先（※）及び担当部署 >

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課

電話：03-3501-1511（内線 4551）

03-3501-4031（直通）

※プレスリリース内、「太陽光発電に適用される調達価格の適正化」に関するお問い合わせ（資料6.（1）関係）は下記にお願い致します。

固定価格買取制度及びグリーン投資減税のお問い合わせ窓口

電話：0570-057-333（受付時間：平日 9:00～20:00）

PHS/IP 電話からは、06-7636-2168